

お知らせ掲示板

くらし

マイナポイントの申込期間は9月末までです

2023年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込対象となります。

手続きがまだの方はお早めにお申し込みください。区役所・総合出張所・熊本市マイナンバー

カードサテライトでも

(地域政策課 ☎328-2067)



マイナンバーカードに関する窓口業務の制限について

4月29日(祝)～5月7日(日)まで公的個人認証システムの更新作業のため、マイナンバーカードに関する一部の手続きの取り扱いができません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【手続きできない業務】

- ・氏名や住所変更等の券面事項更新
- ・暗証番号がわからない方の暗証番号初期化
- ・電子証明書の発行および失効

なお、マイナンバーカードに関する交付、継続利用、有効期限変更および特例期間延長、一時停止解除はできませんが、その後の電子証明書の失効、再発行はできませんので、上記期間中に手続きされた方は再度ご来庁が必要になります。

(地域政策課 ☎328-2067)

税関係証明書のコンビニ交付サービスを休止します

5月1日(月)午前6時半から正午まで
6月1日(木)午前6時半から正午まで

税関係証明システムメンテナンスのため、コンビニ交付サービスを休止します

(市民税課 ☎328-2181)

令和5年度(令和4年分)市県民税(所得・課税)証明書は6月1日(木)からの発行です

【発行場所】市役所、区役所等証明書発行窓口、コンビニ交付サービス

※申告を行っていない方は、証明書を発行できない場合があります。

(市民税課 ☎328-2181)

5月初めに軽自動車税(種別割)納税通知書を送付します

4月1日時点でバイクや軽自動車など所有している方

【納期限】5月31日(水)

■廃車、名義変更(譲渡)、住所変更などの手続き

【市民税課、区役所税務室、総合出張所】

原動機付自転車(総排気量125cc以下・50cc以下三輪)、小型特殊自動車(農耕用・その他)

【軽自動車検査協会熊本事務所】

三輪、四輪貨物(営業用・家用)、四輪乗用(営業用・家用) ☎050-3816-1758

【熊本運輸支局】

二輪小型自動車(250ccを超えるもの)、軽自動車二輪(125ccを超え250cc以下) ☎050-5540-2086

■障がいのある方などの減免

5月31日(水)までに市民税課、区役所税務室へ。詳しくは、市民税課または市ホームページへ。

■自動車税種別割

普通車などにかかる自動車税種別割の納税通知書は熊本県から5月初めに送付されます。

【納期限】5月31日(水)

納付相談:熊本県県央広域本部税務部収税第一課、収税第二課(☎333-3210)

課税:熊本県自動車税事務所(☎368-4020)

(市民税課 ☎328-2181)

5月は固定資産税第1期、軽自動車税の納期です

【納期限】5月31日

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください(金融機関、郵便局またはインターネットで申し込み)。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトへ。

【市ホームページ】

【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

固定資産税・都市計画税納税通知書を5月上旬に送付します

毎年1月1日(賦課期日)現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方 ※共有名義の場合は、共有者

～お知らせ～

「人権擁護委員の日」くまもと人権フェスタ開催日時:6月1日(木)午前10時半～午後2時半
場所:下通りアーケード内(COCOSA熊本前)

(人権政策課 ☎328-2333)

全員が納税義務者ですが、納税通知書などは代表者へ送付。※複数区に固定資産をお持ちの方には区ごとに送付。

■固定資産税に関する手続き

【市外に転出する場合】

「納税管理人申告(申請)書等」の提出

【納税義務者が亡くなった場合】

法務局で相続登記の手続き

「固定資産現所有者申告書兼相続人代表者指定届等」の提出

【新增築、用途変更、取り壊しをしたとき】
税額が変わる場合があります。固定資産税課へ届けてください。

(固定資産税課 ☎328-2195)

市電全車両にタッチ決済とQRコード決済を導入します

これまで一部車両のみ対象でしたが、対象車両を全車両に拡充します。また、対象ブランドはこれまでVISAのみでしたが、JCB等のブランドを追加します(4月25日(火)予定)。

さらに、QRコード決済も利用できるようになります。

タッチ決済もQRコード決済も乗り込む際はタッチ・読み取り不要、降りる時のみタッチ・読み取りを行ってください。

詳しくは、交通局ホームページへ。

(交通局総務課 ☎361-5233)

マンションなどの使用戸数や総代人の変更届をお忘れなく

共同住宅料金の適用を受けているマンションなどで、使用戸数の増減や総代人に変更がある場合は、「共同住宅料金適用申請書兼総代人届」の提出が必要です。

使用戸数や使用者名は、水道検針時の「水道等ご使用量のお知らせ」で確認してください。

詳しくは、上下水道局ホームページへ。
(上下水道局お客さまセンター ☎381-1118)



合併処理浄化槽へ転換しましょう

単独処理浄化槽やくみ取り便所の家庭からは生活雑排水が未処理のまま放流されています。水質保全のためにも、合併処理浄化槽へ転換しましょう。転換による設置補助については、市ホームページまたは電話で確認ください。下水道処理区域では下水道に接続してください。

(浄化対策課 ☎328-2366)

くまもとeco牛ふん堆肥が表彰されました

地下水保全を目的に東部堆肥センターで生産している「くまもとeco牛ふん堆肥」が「令和4年度熊本県堆肥共励会」の乳牛部門で表彰されました。令和2年度からの3年連続受賞となります。ぜひこの堆肥をご使用いただき、地下水保全にご協力をお願いします。

【販売場所】東部堆肥センター、城南地域物産館「火の君マルシェ」、西部交流センター、道の駅「すいかの里植木」・「きくすい」、依山交流館、萌の里、(株)ハンズマン画図店・菊陽店、中央公民館「しらかわのほとり」、ホームセンタービーバー ※販売価格は、販売店により異なります。

(水保全課 ☎328-2436)

「ドリームジャンボ宝くじ」等の発売

【発売期間】5月2日(火)～6月2日(金)

【抽せん日】6月14日(水)

【発売場所】全国の宝くじ売り場

【発売金額】1枚:300円、当せん金:1等3億円、1等の前後賞:1億円、2等:1千万円

ドリームジャンボミニ(1等賞金3千万円)が同時発売されます。また、

削ったその場で結果がわかるスクラッチや、数字を選ぶナンバーズ3・4、ミニロト、ロト6・7やビンゴ5も発売中です。

熊本県内で購入された宝くじは、売り上げの一部が本市の貴重な財源となります。ぜひ、熊本県内の宝くじ売場でお買い求めください。

(財政課 ☎328-2085)

ボランティア募集

■観光ボランティアガイド新規会員募集

熊本城を中心に水前寺成趣園や城下のまち歩き等、熊本のよかところを楽しくご案内するボランティアガイドの新規会員を募集します。

市内および近郊に住む20歳以上の方 期5月1日(月)～20日(土) 申 応募用紙を提出(持参・メール・ファクスまたは郵送) 団 (一社)観光ボランティアガイドくまもとよかところ案内人の会(☎356-2333)

詳しくは、くまもとよかところ案内人の会ホームページへ。



■江津湖花火大会2023ボランティア募集

4年ぶりに開催される花火大会にボランティアとして参加しませんか。一緒に花火大会を盛り上げましょう!

当日運営:8月26日(土)4時間程度(予定)、清掃:8月27日(日)午前8時～9時半(予定) ※荒天の場合は、翌日に順延。 場 花火大会会場周辺(上・下江津湖周辺) 団 大会当日の運営、大会翌日の清掃のボランティア。企業・学校など団体での参加もできます

定 当日:約200人、清掃:約500人

申 5月1日～6月23日までに申込用紙に記入し、電子メール

(eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp)、ファクス(323-9262)、郵送でイベント推進課へ ※申込用紙は公式ホームページ(https://hanabi.kumamoto-guide.jp)からダウンロードまたはイベント推進課(市庁舎8階)で配布。 ※電話での申し込みは受け付けていません。

(イベント推進課 ☎328-2948)

■立田山野外保育センター(雑草の森)ボランティア募集

光と風と緑に包まれた自然がいっぱいの立田山で、木々のささやきを聞きながら、子どもたちと一緒に活動してみませんか?

団 ①雑草の森が主催するイベントへの協力②雑草の森の清掃や環境整備③雑草の森を利用する子どもたちの遊び指導など(ボランティア保険加入あり) 団 本市に住む15歳以上の方

申し込みなど詳しくは、雑草の森ホームページまたは立田山野外保育センター(雑草の森)(☎348-7300)へ。

(保育幼稚園課 ☎328-2568)

地下水かん養のために

熊本市地下水保全条例では、地下水かん養対策として住宅や店舗、事務所などの建物を新築、増改築する場合や、開発を行う場合は、雨水浸透ますなど雨水を地下に浸透させるための雨水浸透施設の設置を義務付けています。

清らかで豊富な熊本の地下水を将来にわたって保全するために、皆様のご協力をお願いします。

(水保全課 ☎328-2436)



くらしの中の人権 113

ハンセン病回復者とその家族に関する人権問題

ハンセン病は、明治6年(1873年)に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。感染力は極めて弱く、感染しても治療方法が確立している現在では、早期発見と早期治療により治癒する病気です。

しかし、長年にわたる国の療養所への強制隔離や、間違った対策が原因で、ハンセン病患者、回復者、さらにはその家族の方々の人権が侵害され、偏見や差別にさらされてきました。

平成21年(2009年)にハンセン病問題基本法が施行され、国と地方自治体の責任が定められましたが、ハンセン病回復者や家族の方々は今もなお苦しみや悲しみを抱えています。私たちは他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のこととして受け止めながら、すべての人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。